

公共事業事前評価調書

[記入責任者職名 農村計画課長 荻野 憲一]

事業プロフィール

【事業概要】

ふりがな 事業名	のざき 野崎 地区	県営 農地防災事業(湛水防除事業)
事業箇所	八代市鏡町野崎地内	
事業担当課(室)	計画 : 農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496) 実施 : 農林水産部 農地整備課 (防災班 内線 5473)	
事業期間	平成 25 年度 ~ 平成 32 年度 (8 年間)	
総事業費	573.0 百万円 (うち県費 183.4 百万円)	
事業内容	受益面積 A=164.4ha 排水機場更新 1箇所(Q=3.8m ³ /s、φ900×4台) (口径及び台数はアロケ分含む)	
事業目的	<p>本地区は八代市鏡町北西部に位置し、八代海と氷川、鏡川に囲まれた干拓地の水田地帯で、水稻とイ草を主体とする農業経営が行われている。</p> <p>地区の排水は、地区内の排水路を経て、常時には排水樋門から八代海へ自然排水され、小潮、中潮時及び洪水時には野崎排水機場(S53設置 Q=2.0m³/s)によって、八代海へ強制排水されている。</p> <p>しかし、同排水機場は、供用開始から30年以上経過し、機能低下が見られるとともに、近年の気象変化に伴う降雨量の変化や、流域開発による流出量の増加により、湛水被害が年々増加するなど、農作物被害等が生じている。また、地下水位が高く畑作持つの導入の阻害要因となっていた。</p> <p>このため、排水機場の更新整備を行い、流出量増加に対応する機能向上を図り、本地区の湛水被害を防止するとともに、地区内の地下水位を下げ水田の汎用化を図るため、経営体事業による排水機場新設整備と合併施行により、農業経営の安定化及び農地の高度利用化を目指す。</p>	

【現況写真】



ポンプ設置から27年が経過し、施設の維持管理に苦慮している状況



排水機場の老朽化、気象の変化等により、畑作物の湛水被害が度々発生している



潮の干満により海岸堤防内の吐出樋管から漏水が発生しており、早期の対策が必要である

【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施可能
費用便益比	B/C = 1.70
事業比較 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む) </div>	<p>本地区は低平地であることから、小潮、中潮時には晴天であつても排水ポンプを運転する必要がある、排水対策を行わなければ安定的な水田農業経営を維持することができない。また、経営体育成基盤整備事業と併せて排水機場を更新することにより、コスト縮減が図られ、防災機能が維持され、農村地域の湛水被害を未然に防止することができる。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法 今後実施予定(公表時の進捗状況に合わせて修正予定) ・海岸法 事前協議済み ・文化財保護法 事前協議済み

【 周辺状況 】

関連事業	<p>国営八代平野地区かんがい排水事業関連地区 県営野崎地区戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業(農地整備事業)</p>
市町村、地元の状況	<p>防災意識について八代市や地元において高まっており、農用地及び農業用施設の湛水被害のほか、地域の安全安心に向けて、本事業に対する地元期待は大きい。</p>
説明会の開催状況と関係者の意向	<p>経営体育成基盤整備事業の営農検討会及び事業推進委員会において、将来の農業や地域の排水対策について検討され、合意形成が図られている。 また、事業内容についての地元説明会も行っている。</p>

【環境影響】

① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。 〔排水路にメダカが生息しており、水質汚濁の防止や水路の底張りを行わないことにより生育環境への影響を最小化する。〕	有
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。 〔渡り鳥のクロツラヘラサギが飛来する湿地・湖沼については整備は行わず、水質汚濁の防止や水路の底張りを行わないことにより生育環境への影響を最小化する。〕	有
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 〔工事施工に伴って発生する濁水が河川に流出しないよう、工事の施工方法に留意する。〕	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

事業評価表

①基礎的事項の評価:評点 I

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
基礎的事項	下記のすべての項目を満たすこと			
地元推進体制の整備	①受益者に対する事業計画内容、負担金等の説明	60	○	60
	②事業推進協議会、土地改良区又は関係市町村の事業推進体制		○	
	③営農推進組織の設置(生産基盤整備事業のみ)		○	
	④維持管理方法及び費用等に関する予定管理者との協議		○	
	⑤財産譲与を受ける体制		○	
環境	①田圃環境整備マスタープラン又は農村環境計画の策定		○	
	②地域環境情報会議の実施と、環境配慮の検討		○	
事業関係者、関係機関との協議、調整	①施設所有者、消防関係者、漁業者、NTT、JR、地元関係者等と調整		○	
	②文化財関係部局との調整		○	
	③河川管理者、道路管理者等との事前協議		○	
事業内容	①要綱・要領等に規定された事業内容、採択要件への適合	○		
	②受益地が農振農用地であることの確認	○		
	③地域、営農、流通上の一体的な受益設定	○		
	④関係法令、基準等への適合	○		
	⑤地形、地質、水利状況等からみた、技術的可能性	○		
他農業農村整備施策や生産調整との整合	①他の農業農村整備に関する施策との調整	○		
	②生産調整の達成状況(生産基盤整備事業のみ)	○		
必要性～計画の検討度	①すべての項目でE評価を満たすこと	○		
		60	評点 I 計	60

②必要性(重要性)、緊急性、事業効果(効率性)、計画の検討度の評価:評点 II

a=4点、b=3点、c=2点、d=1点、e=0点

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
必要性(重要性)	①農業、農村の発展等の観点からの必要性	4	c	2
	②各種計画への位置づけ(事業計画の位置付け)	4	b	3
	③事業の広域性(市町村合併支援)	4	d	1
	④地域の状況(過疎、振興山村、離島振興、半島振興、特定農山村の指定:特定地域振興)	4	d	1
	⑤受益者の熱意	4	a	4
	⑥農用地の有効利用による食料供給力の強化	4	a	4
		24	計	15

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
緊急性	①他の公共事業や施策(ソフト)との関連	4	c	2
	②他農業施策との関連	4	a	4
	③施設の老朽化による機能低下	4	a	4
	④周辺農地や宅地等への被害の可能性(防災事業対象)	4	a	4
		16	計	14

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
事業効果(効率性)	①費用対効果の算定	4	a	4
	②事業完了後の営農計画の見込み(生産基盤整備事業のみ対象)	0	該当なし	0
	③担い手への集積について(担い手育成型の事業のみ)	0	該当なし	0
		4	計	4

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
計画の検討度	①コスト縮減の検討	4	d	1
	②事業費単価(該当事業のみ対象)	0	該当なし	0
	③用地取得に係る権利関係の調整(該当事業のみ対象)	4	c	2
		8	計	3

項目数	評点計	配点計	*	40	=	評点 II
13	36	52				28

(必要性(重要性)～計画の検討度の評価:評点 II の配点40点)

③総合評点

評点 I	+	評点 II	=	総合評点
60		28		88